

かすみがうら市議会総務委員会会議録

令和2年6月11日 午前10時21分 開 議

出 席 委 員

委員長	川 村 成 二
副委員長	宮 嶋 謙
委員	鈴 木 良 道
委員	来 栖 丈 治
委員	櫻 井 健 一

欠 席 委 員

な し

出 席 説 明 者

総務部長	木 村 俊 夫
検査管財課長	加 藤 洋 一

出 席 書 記 名

議会事務局	澤 田 幸 一
-------	---------

議 事 日 程

令和2年6月11日（木曜日）午前10時21分 開 議

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) 閉会中の所管事務調査の申し出について
 - (2) その他
 - ・入札制度について
 - ・かすみがうらウエルネスプラザ現地見学について
3. 閉 会

開 議 午前10時21分

○川村成二委員長

ご苦労さまです。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから総務委員会を開きます。

書記を指名します。議会事務局、澤田係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

初めに、閉会中の所管事務調査の申出についてを議題といたします。

閉会中の所管事務調査申出書（案）についてお目通し願います。

暫時休憩いたします。 [午前10時22分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午前10時24分]

お諮りいたします。

本案のとおり、議長宛てに閉会中の所管事務調査について申し出ることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、そのように議長宛てに申し出させていただきます。

以上で、本日の日程事項は、全て終了いたしました。そのほか何かございますか。

○宮嶋 謙委員

実は、昨日の佐藤議員からの一般質問の中で、今日、入札予定の千代田中学校区義務教育学校整備工事に関する入札に関連して、職員が、応札予定の業者に資格がないということを伝えて入札を断念させたというような発言がありました。詳細は、佐藤議員の一般質問を聞いていたわけですから分かりますけれども、場合によっては、職員の入札妨害という可能性も秘めている内容でありましたので、このまま今日の入札、そして開札が行われてしまってよいものかどうか懸念しているのですが、総務委員会として、何か確認をするなり何なりが必要なのかなと思いましたが、皆さんにご検討いただきたいと思えます。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午前10時26分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午前10時54分]

ただいま宮嶋委員から、入札制度について、直近のJV（共同企業体）案件において資格取消が行われたことについて、事件として取り上げていただきたいという要望がございました。

この件について、本日の事件に取り上げることに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、入札制度についてを議題といたします。

（仮称）千代田中学校区義務教育学校整備工事建築工事のJV（共同企業体）案件に関する資格取消について、経過を説明いただきたいと思います。

○総務部長（木村俊夫君）

今回、6月11日、本日の開札の案件でございますが、これまでの経緯は、お手元の資料でご提出させていただいております。JV（共同企業体）の入札参加資格申請書の受付期間が令和2年4月29日から5月12日までの間に行われ、参加資格確認申請の受付期間が5月19日から5月26日までの間に、さらには工事等の内容についての質問受付期間が5月22日から5月26日まで、電子入札の受付期間が6月1日から6月8日、設計図書閲覧が6月10日まで、本日入札、開札ということでございます。

今回、疑義がございました内容につきましては、JV（共同企業体）の入札参加資格申請書の受付期間中において、各JV（共同企業体）の組合せ、参加資格を持った形で申請をしていただく形で、私どものほうでは、それぞれの参加資格要件を満たしているかどうかを確認していた内容でございます。これをもって入札参加資格者の確認をして、申請の受付を行うことになっております。

詳細につきましては、検査管財課加藤課長より説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○検査管財課長（加藤洋一君）

今、木村部長からありましたとおり、JV（共同企業体）案件の入札が本日ということで、この審査につきましては、どこどこの会社が組むかを事前に申請していただき、入札条件に合っているかどうか、事前の審査を行うようになっております。

事前審査の中で疑問が生じた部分がありましたので、事前に業者に電話をして確認をした内容が、昨日、佐藤議員がおっしゃっていた部分でございます。

今、お配りした資料が3部ございますが、まず、県からの通知文が、令和元年11月18日付のものと令和2年5月18日付の文書、それから、A4横の資料でございます。

内容につきましては、令和2年5月18日付のもので説明をさせていただきます。

建設業法の規定に基づいて、建設業許可業者は、主たる営業所には常勤の経營業務管理責任者を配置し、各営業所には専任技術者を配置することとなっております。また、建設業許可業者は、建設工事を施工するときは、主任技術者又は監理技術者を配置することとなっております。請負金額が3,500万円以上、建築工事につきましては7,000万円以上の公共工事については、専任の主任技術者等を配置することが必要となっております。ここでいう専任とは、他の職務を兼務せず、常時継続的にその職務のみに従事していることとなります。上記工事、即ち3,500万円以上、建築については7,000万円以上の工事においては、主任技術者等に経營業務管理責任者や営業所の専任技術者を配置することはできないという規定がございます。これは、建設業法で定められているものでございます。

こういった内容を、入札時には必ず確認をなさいという内容の文書が、県から届いております。

次に、A 4 横の資料をご覧いただければと思います。

中ほど、四角にくくっている部分です。公共性のある施設又は工作物、多数の者が利用する施設又は工作物であって、請負金額が3,500万円以上、建築工事については7,000万円以上のものについては、先ほど申し上げた現場に配置する主任技術者又は監理技術者はその現場に専任ということになってございます。また、その下ですが、営業所の専任技術者との兼任は不可です。ほかの工事現場との兼任は原則不可ですということになってございます。

それから、例外規定がございまして、右の一番下の四角の部分です。営業所の専任技術者が現場配置技術者となれる例外的なケースを設けてございます。こちらは、現場配置技術者の専任が求められていない工事という大前提がございまして、それに合致するものであれば、所属する営業所で契約締結した建設工事で、その営業所での職務が適正に遂行できる程度に近接した工事現場で、その営業所と常時連絡が取れる状態である場合という例外的な規定がございまして。

今回の工事は、建設工事で7,000万円以上の工事ということですので、まず、現場での主任技術者は専任であるという条件でございまして。それから、建設業法で定められている営業所の専任技術者と兼務できませんので、それ以外の方を現場に配置していただくということの条件になっております。

今回、A業者が現場での主任技術者として上げてきた方が、事務所での専任技術者となっていたことから、その点を確認させていただきました。建設業法に基づいて、一緒の場合には配置することができない旨を説明したところ、他の者を配置できないとのことであったので、それでは条件に合いませんという話をさせていただきました。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

本件に対しまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○宮嶋 謙委員

同様のJV（共同企業体）が、以前に北小学校の工事を請け負っているというお話もありました。そのときにも恐らくこの規定はあったのだらうと思うんですけども、一つは、あのときよくて、今回は駄目だというのは納得いかないという部分なのかなと推察されるのですが、その件についてはどうでしょうか。

○総務部長（木村俊夫君）

お手元に通知文を2部お配りしてございます。工事が円滑に進まなかったということが多々あったようで、そういう部分を県でも鑑み、令和元年11月18日に、しっかりチェックしなさいということで県より通知をいただいております。さらに、その後、令和2年5月18日に全く同じ内容で、本当に注意しているのかと、もっと注意してくれということで、再度通知をいただいております。当初、霞ヶ浦地区の工事を行った段階では、この内容にはあまり注意していなかった部分がございます。県から再通知をいただいたため、建設業法に従って粛々とやっていこうということで、前回とは内容が変わっているということになってございます。

○宮嶋 謙委員

県からの通達もあって厳密に運用していく必要があると判断されたということですね。今回の要件と県からの指導についての説明が、応札予定JV（共同企業体）に対して行われていれば、話が大きくなり済んだのかなという気もしますが、その点のところ、説明の部分が十分であったのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○総務部長（木村俊夫君）

契約案件を取り扱う内容ですが、建設業者は、かねてからこういう建設業法の内容は御存じであるものと考えておりますし、ほかの業者へも確認したところ、こういう内容は了解しているということでございますので、あえてこちらから、ご説明はしてございません。

○川村成二委員長

そのほか、ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、本件の入札制度については、ここで質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。 [午前11時08分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午前11時09分]

そのほか、何かございますか。

○鈴木良道委員

ウエルネスプラザは、前回、工事中に見学させてもらっていたのですが、6月1日からオープンしましたが、中身は、全然どういうものか分かりません。だから、その辺、知らなくてもおかしいと思いますので、一回、総務委員会で現地を見るというのはどうですか。配置とか中身とかというのは、我々分からない。前に視察したときは工事中でしたので、今回、見学したいと思うのですが。

○川村成二委員長

ただいま鈴木委員から、6月1日にオープンしましたかすみがうらウエルネスプラザについて、現地見学を総務委員会でしてはどうかという提案ございました。このことについて、見学実施することについては、皆様いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、日程等につきましては、今日は時間的に厳しい部分がございますので、明日、調整をしたいと思います。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午前11時10分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午前11時12分]

ここでお諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で、本日の総務委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前11時13分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

総務委員会委員長 川 村 成 二